

誘致対象企業の開拓に係る訪問許諾・資料提供等獲得業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

誘致対象企業の開拓に係る訪問許諾・資料提供等獲得業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市（以下、「本市」とする。）では、都心エリアを中心とした賃貸オフィスや産業団地等への企業誘致に積極的に取り組んでいるところである。

企業誘致を効果的に推進するために、企業の経営企画部門等へ直接的に本市の優れたビジネス環境や制度を伝え、進出意欲を高めることが重要である。このため、営業力に強みのある民間事業者のノウハウを活用し、ターゲット選定、面談アポイントメントおよび資料提供の許諾獲得、今後の営業活動につながるような営業方法の提案を行ってもらい、誘致活動の効率化を図っていく。

(2) 業務内容（別紙「仕様書」のとおり）

- ①誘致ターゲットのリスト作成業務
- ②面談アポイント取得および資料送付許諾獲得業務
- ③Eメールによる資料送付業務
- ④業務成果の検証業務

(3) 事業規模（契約上限額）

金 3,230,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（予定）

(5) 履行場所

神戸市経済観光局企業立地課

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 本市の定める「情報セキュリティ遵守特記事項」の内容を遵守することができる者であること。（別紙「仕様書」のとおり）

5 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年6月24日 |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年7月14日 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年7月22日 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年8月5日 |
| (5) 選定結果通知 | 令和7年8月下旬ごろ |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和7年9月上旬（予定） |
| (9) 事業完了 | 令和8年3月31日 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和7年6月24日から令和7年7月14日17時00分まで
 - イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、下記のとおりEメールにより提出すること（電話・FAXによる受付は行いません）
 - ・E-mail 送付先：corp_re@office.city.kobe.lg.jp
 - ・件名：「会社名_質問票の提出」
 - ウ 回答参加者全者に対して、令和7年7月22日にE-mailにより回答し、必要に応じて、下記のホームページにおいて公開する。
 - ・神戸市企業進出総合サイト KOBE BUSINESS WIND(<https://kobe-investment.jp/>)
- (2) 提案申請書および企画提案書の提出
 - ア 提案申請書は、A4版とし、様式1に指定するとおりとする。
 - イ 企画提案書は、A4版とし、様式は任意とする。
 - ウ 企画提案書の枚数は、40ページ以内とする。
 - エ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - ①本業務に対する考え方、実施方針
 - ②提案のセールスポイント
 - ③本業務の実施方法、手法等
 - ④本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ※やむを得ず再委託先を必要とする場合には、再委託を行う事業を明記し、可能な限り神戸市内の地元企業に発注するように配慮すること
 - ⑤類似業務実績
 - ⑥会社概要
 - ⑦提案見積と積算根拠
 - オ 参加資格を証する書類
 - ①法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
 - ②納税証明書（国税）及び、納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）
 - カ 受付期間 令和7年6月24日から令和7年8月5日17時00分まで

- キ 提出場所 E-mailにより、下記送付先へ提出すること
なお、送付後、到着確認の連絡を電話にて行うこと。
E-mail送付先：corp_re@office.city.kobe.lg.jp
到着確認電話連絡先：078-984-0291 神戸市経済観光局企業立地課
件名：「会社名_企画提案書の提出」とすること

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

A：応募者の受託適正【30点】

- ・実施体制、人員体制、トラブル等に対する予防・対応体制について
- ・過去実績等について
(自治体での実績、企業抽出におけるターゲット分析の実績等)
- ・神戸市内の本社・事業所の有無について

B：企画案の内容【60点】

- ・情報共有の仕組みの有用性、利便性について
- ・営業実施内容の工夫について
(誘致ターゲットのリスト作成における独自性、ニーズの拾い上げやアポイントにつながる工夫、ビジネス環境や支援制度を伝える工夫等)
- ・営業コンタクト回数、アポイントメントおよび資料送付許諾獲得数の目安について
(最低コンタクト数：5000社以上(架電の場合、2コール制以上)、アポイントおよび資料送付許諾申込率11%(内アポイント率3%以上)
※なお、営業コンタクトは概ね3回に均等に分けて取り組むこととし、期間中における業務の平準化を図る。
- ・市外局番078での発信の可否について
- ・最終レポートの内容について

C：事業費【10点】

(2) 選定方法

事業者選定会において書面審査を行い、前項(1)評価基準により優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、一または複数の優秀提案者を得点の高い順に契約の相手方の候補者とします。なお、同点の場合は、評価項目のうち「B：企画案の内容」の点数が最も高いものを優先順位の高い候補者とします。以下、「A：応募者の受託適正(実施体制、実績等)」「C：事業費」の評価項目の順に同様に決定します。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選考結果が決定次第、提出者全員に対して通知する。結果は採用可否のみの通知とし、その他の内容については通知しない。

また、審査結果は、各提案者の順位と点数を公表する(社名は契約候補者名のみを公表)。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補

者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先および問い合わせ先

神戸市 経済観光局 企業立地課

担当：麻生、児玉

TEL : 078-984-0291 E-mail : corp_re@office.city.kobe.lg.jp